

AnyMind Group 株式会社

定款

令和元年	12月	26日	作成
令和2年	1月	22日	改定
令和2年	3月	31日	改定
令和2年	4月	20日	改定
令和2年	5月	15日	改定
令和2年	8月	7日	改定
令和3年	1月	20日	改定
令和3年	3月	31日	改定
令和3年	8月	13日	改定
令和3年	8月	19日	改定
令和4年	8月	8日	改定
令和4年	11月	2日	改定

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、AnyMind Group 株式会社（英語名 AnyMind Group Inc.）と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの開発、販売及びサービスの提供
2. インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
3. 広告、広報、パブリックリレーションズ、マーケティング、セールスプロモーション等の企画、制作及び販売
4. デジタルコンテンツの企画、制作及び配信並びに関連ソフトウェア、機器及び装置の製造、販売、リース及び運営
5. 音楽、音声、映像、写真等の記録媒体の企画、制作及び販売
6. 放送番組、コマーシャル・フィルム、映画、その他ビデオフィルムの企画、構成、演出、制作、放送及びそれらの業務請負の仲介
7. 芸能タレント、動画投稿者、モデル、音楽家、スポーツ選手その他の芸術及び技術専門家等のキャスティング、育成、マネジメント及び肖像権管理
8. スポーツ、演芸、演劇、映画その他各種イベントの企画、興行及びチケット販売並びに関連商品の製造及び販売
9. 著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権及びノウハウの取得、利用、管理、譲渡、使用許諾及びこれらの仲介業
10. キャラクター商品、ゲーム、ゲーム機器、玩具及び遊戯用具等の物品、モバイルコンテンツ及びソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理
11. 飲食、宿泊、スポーツ、文化、娯楽、レジャー、美容、医療、介護、福祉、保育、研修及び教育等の各種施設及び設備の運営
12. 出版物の企画、制作、販売及び仲介
13. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
14. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
15. 日用品雑貨、スポーツ用品、衣料、衣料雑貨品、化粧品、食器、食品、健康食品、文房具、家庭用電気製品、装身具、貴金属貴金属、鞆等の加工、売買、賃貸、輸出入及び仲介
16. 音声・映像の収録スタジオの運営及び収録作業の請負
17. 施設、建造物、その他の不動産、設備、自動車、機械、機器、備品等の売買、賃貸借、保有、管理及び保守
18. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに研修、指導及び教育事業
19. 株式その他の金融商品の取得、保有、運用及び売買
20. 投資業及び投資運用業に関する業務
21. 総務、経理、人事労務その他の事務等の受託代行業務
22. 子会社及び関連会社に対する経営支援業務及び管理業務
23. 産業、業界、市場、技術、サービス等に関する調査、分析及び情報収集
24. 前各号の事業に関するコンサルティング業務
25. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査役
- 3.監査役会
- 4.会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取り扱いについては、この定款によるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会はある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役選任の方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び社長)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、当会社の業務を執行する。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上

の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任）

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、法令の定める額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（員数）

第 30 条 当社の監査役は、4名以内とする。

（監査役選任の方法）

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

（任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 33 条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（報酬等）

第 34 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任）

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令の定める額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会の招集）

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に定める場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 40 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(配当金)

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当会社は、毎年 6 月 30 日または 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 45 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。